

確定申告、住民税申告はただ正しくお早めに！

平成十九年二月十六日（金）～三月十五日（木）

今年も所得税・村県民税・国民健康保険税の申告時期が近づいてきました。

平成一九年二月十六日（金）から平成一八年分の所得税・住民税・国民健康保険税の申告が始まります。申告は、皆様の所得に対する税金を正しく計算するための大切な手続です。役場では、左のページの「納税相談日程表」とおり、二月十六日（金）から三月一日（木）まで、役場二階の会場におきまして、納税相談を行います。

申告をしなければならぬ方は、「申告に必要なもの」を御準備いただき、会場へお越しください。もし申告されなかったり、必要な事項が記入されていなかった場合は、所得の証明や各種控除が受けられず不利益となりますので必ず申告をしてく

ださい。

また、確定申告については、国税庁ホームページから申告書が作成できたり、申告用紙や書き方、税金についての質問コーナーなど分かりやすく参考になりますので、是非御利用ください。

申告すれば税金が戻る場合があります。

確定申告の必要のない方でも、次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

◎マイホームを新築しそのための費用を公庫や民間から借入れ現在返済している方（住宅取得控除を年末調整で行っていない方）。

◎多額の医療費（所得金額の5%若しくは10万円以上、ただし、保険で補てんされた部分を除く）

を支払った方。

◎年の途中で退職し、再就職をなかった方などで、年末調整を受けていない方。

税務署では、確定申告の自書申告を推進しています。

申告書は、自分で書きましよう。わからない点があればお気軽に税務署までお問い合わせ下さい。

申告が必要な方

確定申告（所得税）

- 事業所得（商業、工業、農業林業等からの所得）や不動産所得（地代、家賃）などがある方で、1年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を越える方。
- 土地、建物などを譲渡した方
- 給与収入が年間2000万円を超える方。
給与以外の所得が20万円を超える方。
給与を2箇所以上から受けている方など。

住民税（村県民税）

- 平成19年1月1日現在、西粟倉村に居住されていた方。ただし、次の方は申告の必要がありません。
- ◎前年中の所得が給与・年金のみで、勤務先から役場へ源泉徴収票が提出されている方。
- ◎所得税の確定申告書を提出された方。

※平成18年中に収入がなかった方でも、各種税の証明（児童手当等）など必要となることがありますので、申告してください。特に、国民健康保険税加入者の方は、所得に係わらず申告が必要です。

【お問い合わせ先】

- 所得税・消費税・贈与税等の国税について■
 - ◎津山市田町67（午前9時～午後5時まで）
津山税務署（0868）22-3147代表
税務相談室（086）226-2186
（086）254-5847
 - ◎国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>
タックスアンサー（税務相談室）
<http://www.taxanswer.nta.go.jp/>
- 住民税について■
 - 総務企画課 79-2111
- 国民健康保険税について■
 - 保健福祉課 79-7100

平成18年分所得税・住民税納税相談日程表

会場：役場2階会議室	
午前9時～午後4時30分	
16日(金)	別府
19日(月)	中土居
20日(火)	引谷
21日(水)	下土居
22日(木)	知社
23日(金)	影石・筏津
26日(月)	塩谷
27日(火)	猪之部・谷口
28日(水)	大茅
3月 1日(木)	坂根・村営住宅 期間中申告できなかった方

※お願い◇申告受付当日は、大変混み合いますので、できるだけ地区割り当ての日にお越しくださいますようご協力お願い致します。

■■申告に必要なもの■■

税務署から申告書が届いている方は、
必ずその申告書を持参してください。

- ☆ 印鑑。
- ☆ 給与所得者及び公的年金受給者の方は、源泉徴収票《本人交付用》
- ☆ 農業所得申告される方は、収支計算書（帳簿）。
- ☆ 医療費控除を受けられる方は、支払った医療費の領収書・明細書と、健康保険・生命保険などで補てんされる金額が判る明細書。
- ☆ 国民年金保険料、生命・損害保険控除等の控除を受けられる方は、支払い保険料の証明書。
- ☆ 住宅取得控除を受けられる方は、登記簿謄本・請負(売買)契約書・住宅取得にかかる借入金の年末残高証明書・住民票の写しなど。
- ☆ 山林所得・土地、建物等の譲渡所得のある方は、売買契約書または明細書。
- ☆ 税金の口座振替及び還付を受けられる方は、振込先がわかるもの(預金通帳等)。

※ この他にもそれぞれの事例で必要な書類があります。早めに津山税務署もしくは、役場総務企画課までご相談ください。

●平成19年度住民税の主な税政改正点●

◆税源委譲による税率変更

住民税（村県民税）所得割の税率が課税所得に応じた現在の三段階（5%、10%、13%）から一律10%に変わり、住民税の所得割が増額になりますが、増額分所得税が減額されるために、個人で負担していただく所得税と住民税の合計の税負担は基本的には変わりません。詳しくは、広報12月号をご覧ください。

◆65歳以上の所得125万円以下の方の非課税措置の廃止

65歳以上で前年の所得が125万円以下の方の住民税非課税措置が平成18年度から廃止されています。

※経過措置として平成18年度から3年間で段階的に課税されます。

平成17年度以前・・・非課税

平成18年度・・・・所得割・均等割税額の3分の1を課税

☆平成19年度・・・・所得割・均等割税額の3分の2を課税

平成20年度・・・・全額課税

◆定率減税の廃止

平成19年度から定率減税が、廃止されます。

平成18年度住民税・・・・住民税所得割額の7.5%相当額（限度額2万円）

（平成17年分所得） ↓

☆平成19年度住民税・・・・廃止

（平成18年分所得）

※所得税については、平成20年（平成19年分申告）から廃止されます。